加西市中小企業退職金共済加入促進補助金交付要綱

（目的）

1. この要綱は、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号。以下「法」という。)に基づいて勤労者退職金共済機構が実施する一般の中小企業退職金共済業務による退職金共済契約を締結した中小企業者又は加西商工会議所が実施する特定退職金共済制度に則り退職金共済契約を締結した中小企業者（以下「共済契約者」という。）に対し共済掛金の一部を補助することにより退職金共済制度への加入を促進し、もって中小企業の従業員の福祉増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

1. この要綱において、「中小企業者」とは、法第2条に規定するものをいう。

（補助の対象）

1. この要綱により補助を受ける者は、市内に事業所を有する者で、平成２年４月１日以降に新たに共済契約者となった者とする。

（補助金の額）

1. 補助金の額は、予算の範囲内で、共済契約者となった日の属する月から1年間における共済掛金の10％以内とする。

（補助金の交付申請）

1. 補助金の交付を受けようとする者は、加西市中小企業退職金共済加入促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
2. 退職金共済手帳又は退職金共済制度被共済者証の写
3. 掛金の支払結果が分かるもの

（補助金の交付決定）

1. 市長は、前条の申請書を受理し、審査のうえ適当と認めたときは、加西市中小企業退職金共済加入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

1. 前条の通知を受けた者は、当該通知書を受理した日から10日以内に加西市中小企業退職金共済加入促進補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

1. 市長は、前条の請求書を受理した後に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

1. 市長は、偽りその他不正な行為によって補助金の交付決定を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、前条の場合において、既に補助金を交付しているときは、当該金額を期限を定めて返還させるものとする。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１月1日から施行する。